環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

背景

- ▶ 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定について、離脱を表明した米国以外の国の間で 一部条文を除く同協定の内容を実現するための協定。
- > 米国の不在に伴い停止する項目を絞り込み、TPP協定の高い水準を維持。

【交渉経緯】

2010年3月 TPP協定交渉開始(当初は8か国)

2013年7月 日本が交渉参加

2016年2月 署名(於:NZ·オークランド)

2017年

1月20日 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報

1月23日 トランプ米大統領、TPP離脱の大統領覚書を発出

3月14-15日 TPP閣僚会合(於:チリ)

5月21日 TPP閣僚会合(於:ベトナム)

→ TPP協定の早期発効に向けた選択肢を、11月のAPEC首脳 会議までに検討。 7月-11月 TPP高級事務レベル会合(計4回開催(3回は日本が主催))

11月8-10日 TPP閣僚会合(於:ベトナム):<u>大筋合意</u> 2018年

1月22-23日 TPP高級事務レベル会合(於:日本·東京)

→ 協定本文及び凍結項目を確定。

3月8日 署名式(於:チリ・サンティアゴ)

第1条:TPP協定の組込み

第2条:特定の規定の適用の停止

※ISDS(投資合意、投資許可)、生物製剤データ保護等の22項目を停止(うち11項目は知財関係)

第3条:効力発生

※6か国の締結完了

第4条:脱退

第5条:加入

第6条:本協定の見直し

※TPP協定の効力発生が差し迫っている場合又はTPP協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約

国の要請に応じ、本協定の改正及び関係する事項を検討するため、本協定の運用を見直す。

第7条:正文(英、西、仏)

日本 オーストラリア ブルネイ カナダ チリ マレーシア 加 メキシコ ニュージーランド ペルー シンガポール ベトナム 人 約5億人 合 計 G D Р 約10兆ドル 合 計 貿 易 約5兆ドル

> 【出典】世界銀行 (数字は2015/2016年)

総

額

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

早期締結の必要性

- 参加国間で、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、幅広い分野で新たなルールを構築するTPP協定を実施する。
- 海外の成長市場を取り込み、我が国の未来投資戦略2017に寄与する。
 - 実質GDP: 約1.5%押し上げ (約8兆円に相当(2016年度GDP水準で換算))(※)
 - 労働供給: 約0. 7%(約46万人) 増加(※)

(※)TPP協定(12か国)の経済効果分析

・実質GDP:約2.6%押し上げ

(約14兆円に相当(2014年度GDP水準で換算))

•労働供給:約1.3%(約80万人)増加

● 世界で保護主義的傾向が強まる中、<u>自由で公正な21世紀型のルールを作っていく上で重要な一歩</u>であり、 米国や他のアジア太平洋諸国・地域に対しても積極的なメッセージになる。

【21世紀型ルールの例】

く投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止 ソースコード(ソフトウエアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

凍結項目一覧

○急送少額貨物(第5·7条1(f)の第2文)

- 〇生物製剤データ保護(第18・51条)
- OISDS(投資合意、投資許可)関連規定(第9章の一部)
- ○著作権等の保護期間(第18・63条)

○急送便サービス(附属書10-B 5及び6)

- 〇技術的保護手段(第18-68条)
- 〇金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等) 〇権利管理情報(第18・69条)

〇電気通信紛争解決(第13·21条1(d))

○衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条)

〇政府調達(参加条件)(第15-8条5)

〇インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18

〇政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部)

- -E、附属書18-F)
- 〇知的財産の内国民待遇(第18-8条1注2の第3及び4文)
- 〇保存及び貿易(第20-17条5の一部)
- 〇特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文)
- ○医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条)

○審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条)

○ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書Ⅱの一部)

- ○医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条)
- ○マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書Ⅳの一部)

〇一般医薬品データ保護(第18・50条)